

第36回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月15日(月) 午前9時30分から午前10時

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員(21人)

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
3番	出穂	真奈美
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
7番	福原	英樹
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員(1人)

農業委員

4番 小林 勉

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農地係長 松原 耕二

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第36回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員10名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、7番 宮内 昭壽 委員、6番 藤本 準一 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは、総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第5条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は2件です。

議案第1号の番号1についてご説明いたします。

総会議案の1ページとあわせてA4横の「位置図」の、農地法第5条番号1-1と番号1-2を、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

今回の申請は売買による所有権移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は広島市に本社を構える法人で、譲渡人は光市に居住する個人です。

申請のあった土地は、中島田地区、中島田一丁目、三島出張所の南西約1.3kmに位置する2筆で、登記地目はいずれも田、面積は742㎡と765㎡の計1,507㎡で、現在は休耕地となっています。

譲受人は申請地を購入予定で、農地転用対象地については「太陽光発電設備」を設置予定です。

譲渡人が農地の管理に苦慮し休耕となっていた当該農地について、譲

受人が太陽光発電事業拡大のために候補地を探していたところ、売買について合意に至ったものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「議案第1号参考資料」1ページの(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

(ア)「農地の区分」についてですが、当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地となります。

なお第2種農地については他の農地で代替ができない場合に転用が可能で、今回については譲請人が設置可能な農地を複数検討した結果、最も日照条件等のよい当該農地選択しており、問題ございません。

ここからは、イ一般基準についてです。

2ページをごらんください。

まず、イの(ア)「転用の目的」ですが、「太陽光発電設備」を設置予定ということであり、問題ありません。

次に、イの(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、申請地の二筆全体に太陽光発電設備を設置する計画であり、問題ありません。

なお、議案第1号番号2とは水路を挟んでおり、一体で利用できないことから、今回別の事業として申請が出ており、議決も別で行います。

次に(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっています

今回の対象地につきましては、の有効面積は全体で1,507㎡、土地の利用率について計算すると、太陽光パネルの水平投影面積が488㎡

で、これを 1,507 m²で割った、32.4%が、1,507 m²のうち有効活用されている面積となります。

なお、土地の有効利用率については、光市農業委員会では従来から22%を基準として判断していますが、この基準を満たしており、また事業計画書等から判断し適当と判断します。

続いて（ク）「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書の内容等からも判断し、太陽光発電設備の設置による近接農地への影響については問題ありません。

なお、近隣に住居があるため、太陽光パネル設置に伴う反射光の影響について譲受人に確認したところ、角度的に影響はないとの回答があり、問題ございません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、7番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 7番委員、補足説明をお願いします。

7番 補足は特にありません。現地は相当に荒廃しており、転用することでむしろ改善が見込まれます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。

つづいて事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号番号2についてご説明いたします。

それでは総会議案の1ページとあわせてA4横の「位置図」の農地法第5条番号2-1と番号2-2を、議案の説明と併せてご覧ください。

今回の申請は番号1と同じく、売買による所有権移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は広島市に本社のある法人で、譲渡人は光市に居住する個人です。

申請のあった土地は、中島田地区内の、三島出張所の南西約1.3kmに位置する1筆で、地目は田、面積は2,759㎡、現在は休耕地となっております。

譲受人は申請地を購入予定で、農地転用対象地については「太陽光発電設備」を設置予定です。

譲渡人が農地の管理に苦慮し休耕となっていた当該農地について、太陽光発電事業の拡大を計画し、新たな用地を探していた譲受人との間で、売買の合意に至ったものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「議案第1号参考資料」3ページの(3)をご覧ください。

まず、ア立地基準の(ア)「農地の区分」についてですが、当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地となります。

今回については譲請人が候補地を複数検討した結果、最も条件のよい当該農地選択しており、問題ございません。

ここからは、イ一般基準の(ア)「転用の目的」ですが、「太陽光発電設備」を設置予定ということであり、問題ありません。

次に、(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて4ページをごらんください

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は（カ）「一体利用地の利用見込み」についてですが、申請地のうち有効活用できる部分を使って太陽光発電設備を設置する計画であり、問題ありません。

なお、議案第1号番号1とは水路を挟んでおり、一体で利用できないことから、今回別の事業となります。

さらに（キ）「計画面積の妥当性」についてですが、A4横「位置図」の農地法第5条番号2-2をご覧ください。ページ右下の「申請地拡大図」を見ていただきますと、申請があった土地全体に段差が5段あり、土地の形状も使いにくいものとなっています。

譲受人に有効利用可能な面積を確認したところ、2,759㎡の内、1,546㎡であると回答がありました。

今回の対象地の有効面積1,546㎡で土地の利用率を計算すると、太陽光パネルの水平投影面積が488㎡を1,546㎡で割った、32.4%が、有効活用されている面積となります。

土地の有効利用率22%を満たしており、また事業計画書等から判断し適当と判断します。

続いて（ク）「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が「太陽光発電設備」としての利用であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

なお、こちらも、番号1と同様に、太陽光パネル設置に伴う反射光の影響について譲受人に確認したところ、角度的に影響はないとの回答をもらっております。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、7番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 7番委員、補足説明をお願いします。

7番 先ほどと同様です。補足は特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。

ここで議案2号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限のため、議案の利害関係者となる推進7番委員については一旦退室をお願いします。

(退室)

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

別紙のA4横の「令和5年度2号」の「光市農用地利用集積計画書」をお願いします。光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。

こちらの最後のページをご覧ください。

内容につきましては、新規が6件、7筆で面積は9,647㎡、更新が14件、22筆で面積は29,893㎡、合計が20件、29筆で面積は39,540㎡、です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、適当であると判断します。

事務局からは以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。ここで利害関係者の入室をお願いします。

(入室)

議長 推進7番委員に報告します。議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項の1号と2号を一括して説明いたします。
議案の2ページをご覧ください。
まず、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。
今回届出の件数は、7件でした。
内容については記載のとおりでございます。
なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局局長専決により受理いたしました。

つづいて、報告第2号「非農地証明について」です。
証明願の件数は3件でした。
内容については記載のとおりです。
3件それぞれについて、地区担当の委員さんを含めた3名の委員さんと、事務局1名による調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地証明を交付しました。
事務局からの説明は以上です。

議長 只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

議長

以上で、第36回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和5年5月15日開催の第36回光市農業委員会総会の議事録である。

令和5年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____